
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は 大曾根行政書士事務所 <takae-osone@tbz.t-com.ne.jp> の代理
送信日時: 2021年10月28日木曜日 9:35
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: 富士見市商工会行政書士無料相談会相談員募集のご案内
添付ファイル: 富士見市商工会相談会のご案内 .pdf; 富士見市商工会相談会チラシR.pdf

東入間支部
会員各位

支部総務の大曾根です。

このたび、富士見市商工会が行政書士無料相談会を開催することとなりました。
今回の相談会は、富士見市商工会会員事業所を対象としております。

詳細は添付のPDFをご参照ください。

この相談会の参加者を募集いたします。

申込み期限は11月26日（金）です。

申込みはこちらから

↓

<https://forms.gle/QgFTx3ticAC4uCBo7>

地域の事業者さんをサポートしたい、という意欲のある方は是非ご応募ください。
たくさんの方の皆様のご応募をお待ちしております。

どうぞよろしく願いいたします。

〒354-0034

埼玉県富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102

大曾根行政書士事務所

行政書士 大曾根 貴枝

TEL:049-290-7633

FAX:049-270-1710

Mail:takae-osone@tbz.t-com.ne.jp

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/005501d7cb93%249783fe80%24c68bfb80%24%40tbz.t-com.ne.jp にアクセスしてください。

令和3年10月28日

埼玉県行政書士会東入間支部
支部会員 各位

埼玉県行政書士会東入間支部
支部長 加藤 康弘
(公印省略)

**富士見市商工会 行政書士無料相談会
相談員募集のご案内**

秋麗の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本会及び支部事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、富士見市商工会が、富士見市商工会会員事業所を対象とした行政書士無料相談会を開催することとなり、支部に相談員の派遣についてご依頼をいただきました。

富士見市商工会とは、昨年度に持続化給付金の入力サポートのご依頼をいただき支部の先生方にご協力をいただきました。今回の行政書士による相談会は、富士見市商工会の初の事業となります。本相談会では、許認可、相続など行政書士業務全般について、地域の事業者さんの困りごとに相談対応することになります。

本相談会の相談員を別紙のとおり募集いたしますので、意欲のある方は奮ってご応募ください。相談員としてご協力いただける方は、別紙をご一読の上、以下のURLからご回答いただきますようお願いいたします(回答期限は11月26日(金)までとさせていただきます)。

URL <https://forms.gle/QgFTx3ticAC4uCB07>

支部会員の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本相談会に関するお問い合わせ先】

担 当：加藤

TEL：049-290-4205

メール：ykato@cosmos-calla.com

(別紙)

富士見市商工会 行政書士無料相談会 実施要領

1. 日 時

令和3年12月2日(木) 10:00～15:00

(相談時間割)

- ① 10:00～11:00 ② 11:00～12:00
③ 13:00～14:00 ④ 14:00～15:00

2. 会 場

富士見市商工会(富士見市羽沢3-23-1)

3. 相談員

- ① 4名程度(相談予約数等により変動いたします。)
② 各2名1組の相談員の配置を基本とします。
③ 参加応募が多数の場合は、富士見市商工会会員の先生を優先して参加者を選定させていただきます。
④ 相談日の数日前までに、参加にご応募いただいた先生方全員に応募の選定結果(出欠の要否)等をメールにてお知らせする予定です。

4. 手当金

富士見市商工会から本相談会につき手当として、午前・午後ともに相談が入った場合は4万円、午前又は午後のみ相談が入った場合は2万円が支給されます。

商工会から支給された金額を参加いただいた相談員の人数で除した金額を、相談員の先生にお支払いいたします。

5. 相談内容

富士見市商工会会員の事業所を対象とした、許認可・相続等の行政書士業務全般についての困りごとについての相談となります。

6. その他

相談にあたっては、営業活動・仕事の誘因行為と目されるような行為は行わないでください。相談者より名刺を所望されたときは、商工会の了解を得たうえで名刺をお渡ししてください。

以上

行政書士

会員事業所
対象



無料相談会



建設業・宅建業・飲食店・産廃・自動車などの官公庁への手続き
会社・法人の設立、契約書の作成、外国人の在留資格、
相続、遺言、成年後見 など

街の身近な法律家・行政手続きのスペシャリストの行政書士にお困りごとを
ご相談ください。(行政書士業務の範囲内のことに限ります。)

日時:令和3年12月2日(木)

- ①10:00~11:00 ③13:00~14:00
②11:00~12:00 ④14:00~15:00

会場:富士見市商工会(富士見市羽沢3-23-15)

共催:埼玉県行政書士会東入間支部

お申込みはFAXにて

富士見市商工会FAX:049-251-7624

個別無料相談会申込書

申込み締切日:令和3年11月26日(金)

事業所名			
参加者	連絡先	TEL:	Email:
所在地			
希望時間帯	希望するお時間に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。 ※お申し込み多数の場合、ご希望に添えないこともございますので、ご了承ください。 <input type="checkbox"/> 10:00~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~12:00 <input type="checkbox"/> 13:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~15:00		
ご相談の内容			